

議案第 62 号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約を変更する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 7 第 2 項の規定により、次のとおり町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する協議をすることについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約(昭和 43 年告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中「八頭環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。